

事 務 連 絡
平成 2 7 年 3 月 3 日

各都道府県私立学校主管課
文部科学大臣所轄学校法人

御中

文部科学省
高等教育局私学部私学行政課

幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う寄附行為変更の取扱いについて

平成27年4月1日より、子ども・子育て支援新制度が施行され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「旧認定こども園法」という。）第3条第3項の規定による認定を受けた幼保連携施設（幼稚園及び保育所から構成されるものに限る。以下同じ。）で私立のものは、一部改正法附則第3条第1項の別段の申出があったものを除き、同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新認定こども園法」という。）第17条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設置の認可があったものとみなされることとなります。

このことにより、新認定こども園法上は幼保連携型認定こども園の設置の認可の手続は不要となりますが、学校法人が当該幼保連携型認定こども園を設置する場合、その設置する私立学校の学校種が変更されることとなるため、寄附行為の変更が必要となる場合も想定されるところです。

当該寄附行為の変更については、新認定こども園法上も幼保連携型認定こども園の設置の認可の手続が不要とされていることを踏まえ、のみなし認可に伴い当然に変更が必要な事項については、認可ではなく届出とするよう、下記のとおり私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）の改正を予定しております。本件につき、御承知おきいただくとともに、各都道府県私立学校主管課においては、所轄の幼稚園を設置する学校法人に対して御周知願います。

なお、現在、私立学校法施行規則を含め、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い改正が必要となる文部科学省関係省令を一括し、整備省令の策定作業を行っ

ているところ（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令案として、平成27年1月23日から2月21日までパブリックコメントを実施していたもの。現在、制定に必要な手続を行っているところ）ですが、当該省令の公布の際には改めて通知等で御連絡させていただきます。

記

1．私立学校法施行規則の改正イメージ

以下のとおり、私立学校法施行規則の改正を予定していること。

附則に次の一項を加える。

12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第三条第一項の規定により認定こども園法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされたこと（以下この項において「みなし認可」という。）に伴い寄附行為を変更しようとする場合における法第45条第1項（法第64条第5項において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める事項は、第4条の3第1項の規定にかかわらず、次とする。

- 一 法第30条第1項第1号（法第64条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、みなし認可に伴う法令の名称の追加又は削除に係る事項
- 二 法第30条第1項第2号（法第64条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、次号の名称の変更に伴う変更に係る事項
- 三 法第30条第1項第3号（法第64条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、みなし認可に伴う学校の種類の変更に伴う変更に係る事項

2．留意事項

(1)附則第12項第1号関係

みなし認可に伴う法令の名称の追加又は削除に係る事項としては、寄附行為の目的中、設置する私立学校の根拠法を「・・・学校教育法に従い・・・」とあるのを、「・・・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い・・・」等に変更する場合を想定しているものであること。また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を追加することに伴い、目的規定中、「学校教育」を「学校教育及

び保育」等に変更する場合においても、法令の追加に伴うものとして届出とすることができるものとする。

(2)附則第12項第2号及び第3号関係

みなし認可に伴う学校の種類の変更に伴う変更に係る事項としては、みなし認可の効果として幼保連携施設を構成していた幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行するにあたり、寄附行為の設置する私立学校の名称中「幼稚園」とあるのを「幼保連携型認定こども園」等に変更する場合を想定しているものであること。この場合において、当該寄附行為中、幼稚園の名称を用いている箇所を幼保連携型認定こども園の名称に変更する場合も、同様に届出とすることができるものとする。(例：理事の選任の要件に幼稚園園長としている場合に、幼保連携型認定こども園園長と変更する場合等)

また、学校法人の名称にその設置する私立学校の名称を使用している場合に附則第12項第2号の規定により、「学校法人 幼稚園」を「学校法人 幼保連携型認定こども園」等と変更する場合も届出とすることができるものとする。

なお、幼保連携施設の設置等を目的として、認可保育所を設置している学校法人については、適切な法人運営を確保する観点から、当該認可保育所を寄附行為に記載するよう指導(「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて(平成14年7月29日文科高330号)」)していたところであるが、旧認定こども園法第3条第3項の規定による認定を受けた幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所は、みなし認可により当然にその設置の認可が失効し、幼保連携型認定こども園の認可があったものとみなされるため、寄附行為における当該保育所の削除についても届出とすることができるものとする。

(3)その他

幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の寄附行為について

みなし認可に伴い当然に変更が想定される寄附行為の変更については、私立学校法施行規則の改正等により届出とすることができるものとするが、届出とした事項の全てについて必ず改正が必要となるものではなく、寄附行為の変更の要否や記載内容は、学校法人の判断により行われるべきものであり、学校法人の特殊事情を考慮して画一的に取り扱うことがないよう留意が必要であること。また、みなし認可に伴い当然に変更が想定される事項以外の事項(例：役員の数等)については、従来どおり認可が必要であること。

既に認可等を行った場合の対応について

今回の措置は、一部改正法の施行の日(平成27年4月1日)等を施行日として、既に寄附行為の変更認可等を行った場合等を妨げるものではなく、認

可を受けた寄附行為の変更について改めて届出を行う必要はないこと。

登記について

今回の特例措置により届出とされた事項についても、法令上、登記が必要なものについては適切に登記を行う必要があること。

一部改正法の施行の日（平成27年4月1日）の前に保育所を設置する場合の寄附行為の扱いについて

幼稚園を設置している学校法人が、幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けることを目的として、一部改正法の施行の日（平成27年4月1日）の前に保育所の設置認可又は他の法人から保育所の事業譲渡を受けることにより幼保連携施設を設置するケースが想定されるが、当該保育所が保育所としての事業の継続を予定しておらず、のみなし認可に伴い、幼保連携型認定こども園として活動することが予定されている場合には、当該保育所の設置に伴う寄附行為の扱いについては、「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて（平成14年7月29日文科高330号）」にかかわらず、寄附行為に記載しないこともできることとする。

【本件問合せ先】

<本通知の内容について>

高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係

TEL：03-5253-4111

（内線2533）

<本通知に基づく文部科学大臣所轄学校法人の寄附行為変更について>

高等教育局私学部私学行政課法人係

TEL：03-5253-4111

（内線2534）